

\*\*\*\*\*

和田労務経営事務所通信（第50号）

\*\*\*\*\*

いつもお世話になります。

4月に入り、ぐっと気温も上がり、桜も一気に満開となり、一気に散ってしまいました。ました。花見に行かれた方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

造幣局の桜の通り抜けもはじまったようです。私は、自宅の近所にも少しばかり名の知れた花見スポットがあるので、犬の散歩がてら花見を満喫させていただきました。ここでも目立ったのが「外国人観光客」ですね。

花見といえば、「桜」ですが、桜の種類ってどれくらいあるかご存知でしょうか？20いや3、40種類くらい？いやいやなんと400種類以上あるらしいです（タクシーの運転手からの又聞きですが）。

今でこそ、花見といえば「桜」ですが、平安時代ぐらいまでは花見といえば「桜」ではなく「梅」だったようです。

平安時代初期の「万葉集」には梅にちなんだ歌が多かったようです。その後編纂された「古今和歌集」で桜が逆転したらしいので、平安時代中期頃に人氣が逆転したのかもしれないね。

花見というのが一般庶民に広まるのは江戸時代になってからのようです。昔も今も桜好きという国民性は変わらないようですね。

=====

■■■■■ 本日のメニュー ■■■■■

1、近況・・・社会保険加入についての相談が相次ぐ

2、コラム・・・定年後の労働条件はどう考える？

3、トピックス・・・高校生アルバイト店員が組合加入、未払賃金500万

4、あしがき・・・50号配信のお礼

=====

---

1、近況・・・社会保険加入についての相談が相次ぐ

---

先月も、たくさんの新規のご相談をお受けしました。労務問題の他、社会保険への加入相談を相次いでお受けしました。

事務所通信でも何度か触れたかと思いますが、法人は社会保険に強制加入しなければなりません、加入していない法人が少なくありません。

社会保険未加入の法人は80万社にも上るようです。1、2年前から加入について積極的に指導し始め、去年の4月から加入指導を強力に推し進めるといことで、かなりの予算を付けて未加入の企業に対し、文章や電話での加入指導を行っているところです。

そういった指導に対し、今までは、「加入を検討します」で済んでいたのですが、最近は、「○月○日までに加入手続きをしてください、しないなら2年間遡って強制的に加入させていただきます」という「最後通告」を行っています。

今までとは「本気度が違う」ことを私も感じますし、未加入企業の方もそれを如実に感じるのか、加入相談が増えているのもうなずけるところです。

たまに、「私は会社を複数持っていて、そのうち1つの会社で加入しているから問題ないでしょう？」と言われることがあります。

しかし法律上は、複数の会社があれば、それぞれで（全て）社会保険に加入しなければなりません。

また、建設業については、現場に入る前提として社会保険の加入が条件となっていたり、建設業の許可の更新についても社会保険に加入していないと更

新が出来なくなる等特に厳しい対応となっています。

一昔前のルーズな対応を知っている者からすると、「もっと早くからこういう対応をしていたら、もっと加入企業が増えただろうから、今の高い保険料もう少し下げたんじゃないか？」と行ってしまいます。

---

## 2、コラム・・・定年後の労働条件はどう考える？

---

現在、65歳まで継続雇用義務があるものの、多くの企業の定年は60歳となっています。定年後嘱託等となり再雇用ということになるわけですが、再雇用での労働条件はどう考えるのが良いのか？相談をお受けすることも少なくありません。

最も頭を悩ませるのが「賃金」ではないでしょうか？就業規則等で再雇用後の賃金条件が明確にされている場合は別ですが、勤続年数や役職、貢献度等人それぞれですし、どうしても残ってもらいたい方もいれば、やむを得ず雇用するという場合もあるでしょうから、個別に検討ということになるかと思えます。

賃金をどうするかを検討の前に、大前提として

- ・「本人が希望すれば」65歳まで雇用する義務がある。  
...希望しなければ、雇用義務はありません。
- ・雇用義務はあるが、再雇用後の労働条件については規制がない。  
...極論ですが、週1日のアルバイトとしての雇用でも雇用義務を果たしたということになり得るということです。
- ・いくら再雇用だと言っても、定年前の職務と全く同じである場合、大幅な賃金減額は「不利益変更」とされる可能性がある。

定年前の業務や勤務時間があまり変わらない場合、一般的な基準（相場）としては、定年前の60%～80%ぐらいでしょうか？

再雇用後の賃金が定年前の賃金の75%未満となる場合は、雇用保険から「雇用継続給付」という賃金補填を受けることができる場合があります。60%に減額された場合は、再雇用後の賃金の15%程が補填されますので、こ

の給付を考慮に入れて「適正賃金」をシミュレートすることが重要でしょう。

給料を下げて、雇用継続給付を受けると所得税、住民税、社会保険料等節減されますので、本人、会社ともメリットがあります。また、社会保険料も即時改定されますので忘れずに手続きしたいものです。

---

### 3. トピックス・・・高校生アルバイト店員が組合加入、未払賃金500万

---

コンビニエンスストア「サンクス」でアルバイトとして働く埼玉県の高校3年生の男子が、労働組合「ブラックバイトユニオン」を通じて労働協約を結びました。「賃金支払いは1分単位」とすることとし、それに伴う未払賃金500万円を支払うという内容です。

いよいよ高校生が労働組合に加入し、経営側と労働条件についての交渉を行う時代になってしまいました。高校生や大学生をアルバイトで雇用している経営者の方から、学生の権利意識の向上について話をお聞きすることが少なくありません。リスク管理の徹底をしていく必要があるのでしょうか。

この高校生が働いている店舗では、賃金が15分単位で計算され、15分に満たない時間分は「切り捨て」されていたのですが、これを「1分単位で計算して支払う仕組みに改めさせ、今までの未払賃金約500万円を支払う」という内容です。

15分単位で支払い、15分未満は切り捨てるという計算方法を取っている会社は少なくないと思います。ただ、労働基準法では、「賃金全額払いの原則」というものがあり、15分に満たない部分を切り捨てるのは、法律違反ということになります。

こういう行動に出られると、経営側としては、逆に徹底して時間管理をして、トイレ休憩、タバコ休憩も賃金カットするといったような「対抗」手段を取らざるを得なくなると思います。

今回は、コンビニ本部ではなく、零細事業であるコンビニ店で起こったこと

に事態の深刻さを感じざるを得ません。昨年の事務所通信でも「学生アルバイトの権利主張に経営者が戸惑っている」ということを書かせていただきましたが、こういった光景は決してレアケースではないということですね。

---

#### 4、あとがき

お蔭さまでこの事務所通信も50回目の配信を迎えることになりました。これからも皆さんに少しでもお役に立つ情報を発信していく所存です。今後ともよろしくお願いいたします。

話は変わって、先日久しぶりに大学時代の友人に会いました。15年ぶりぐらいの再会だったのですが、驚いたのが体型と年収。スポーツマンだった面影は無残なほどなくなっていました（笑）。

一方の驚きの年収。彼は某大企業に勤務しているのですが、特に出世コースを歩んでいるわけではありません。その彼が、リーマンショックや震災の影響で、年収が2割カットになった。というので、どれぐらい下がったのか聞くと「3、400万くらいかなあ」と。

3、400万の年収の人もいる中で、2割かっとなされても、十分高給取りだと思ってしまうのですが、ただ、それだけもらっているのが当たり前の世界にいと、生活が大変らしいです。「ヨメのパート時間を増やしてもらわんといかん」と（笑）。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

---

ご意見、ご感想はこちらまで



e-mail [mar-wada@kg7.so-net.ne.jp](mailto:mar-wada@kg7.so-net.ne.jp)

和田労務経営事務所

株式会社和田コンサルティングオフィス

〒540-0012 大阪府中央区谷町5丁目3-21 ニューライフ谷町101号

TEL 06-4304-5451 FAX 06-4304-5452